

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年3月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第2300424号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国) 第2300041号

第1 結論

平成11年*月及び同年*月の請求期間については、国民年金に係る定額保険料及び付加保険料(以下、定額保険料と併せて「国民年金保険料」という。)を納付した期間に訂正することは認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年*月及び同年*月

私は、年金の受給額をできるだけ満額に近づけるため、60歳になった平成11年*月に国民年金の任意加入及び付加保険料納付の申出を行い、60歳から65歳になるまでのすべての期間の国民年金保険料を自分で確かに納付してきた。しかしながら、ねんきんネットを見て、請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに気付いたので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、60歳になった平成11年*月に国民年金の任意加入及び付加保険料納付の申出を行ってから、当該申出期間の終期である平成16年*月までに係る国民年金保険料をすべて納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は未納であることが確認できる。

また、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付について、納付場所、納付方法及び納付金額に係る具体的な状況を覚えておらず、請求者の長男は、請求者はおそらく納付書に現金を添えて、A市役所またはどこかの金融機関において国民年金保険料を納付していたのではないかと思うが、どこの金融機関かはわからない旨陳述しており、これらの陳述からは、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について調査を行うことができない。

さらに、A市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況等を確認できる資料を保管していないと回答している上、請求期間当時、A市役所庁舎内において国民年金保険料の収納機関であったB銀行(現在は、C銀行)は、請求期間当時の国民年金保険料の領収証控えは保管していない旨陳述している。

加えて、請求期間は、平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化

が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、訂正の認定にあたっては、請求理由が真実である可能性が極めて高い状態に達していることが要され、基本的に国民年金原簿の記録は正しいものとし、それでもなお、収集した関連資料及び周辺事情から訂正の理由が確実と言い得る状態に至っている必要がある。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

以上のことから、請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。